第2回利根川·江戸川河川整備計画関係都県会議

◆開会

○河川調査官

それでは定刻でございますので、始めさせていただきたいと思います。皆様、本日は大変お忙しい中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまより利根川・江戸川河川整備計画関係都県会議を開催させていただきます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます事務局、関東地方整備局河川部河川調査官の小島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元に配付してございます資料の確認をさせていただきます。まず、議事次第、それから構成員名簿、資料1-1「関係する住民の皆様よりいただいたご意見から得られた論点及びそれに対する河川管理者の見解」、資料1-2「4.昭和22年9月洪水の氾濫量の推定について(参考)」、資料2「『利根川・江戸川河川整備計画』における『治水対策に係る目標流量』について(照会)」という資料でございますが、配付漏れ等ございましたら、お知らせいただきたいと思います。よろしいでしょうか。それから、記者発表の際に会議の公開をお知らせいたしましたが、カメラ撮りは冒頭部分のみとなっておりますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、本日のご出席者のご紹介をいたします。茨城県土木部長の代理で、技監(総括)・字野光義様でございます。

○茨城県土木部長代理

宇野でございます。よろしくお願いします。

○河川調査官

栃木県県土整備部長の代理で、次長の福田一郎様でございます。

○栃木県県土整備部長代理 お世話になります。

○河川調査官

群馬県県土整備部長・笹森秀樹様でございます。

○群馬県県土整備部長

よろしくお願いします。

○河川調査官

埼玉県県土整備部長・岩﨑康夫様でございます。

○埼玉県県土整備部長 よろしくお願いいたします。

○河川調査官

千葉県県土整備部長の代理で、河川整備課長・高澤秀昭様でございます。

○千葉県県土整備部長代理 よろしくお願いします。

○河川調査官

東京都建設局長の代理で、道路監・横溝良一様でございます。

○東京都建設局長代理よろしくお願いいたします。

○河川調査官

本会議につきましては、事前にお知らせいたしましたとおり、テレビ傍聴会場への中継などのために、本会場内でビデオカメラ等による撮影を行っておりますが、ご了承ください。取材及び一般傍聴の皆様には、お配りしております取材または傍聴に当たっての注意事項に沿って適切に取材及び傍聴され、議事の進行にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。なお、議事の進行に支障を与える行為があった場合には、申しわけございませんが、退出いただく場合がございますので、ご承知おきいただきたいと思います。

◆挨拶 (関東地方整備局)

○河川調査官

それでは、開会に当たりまして、関東地方整備局河川部長・泊よりご挨拶申し上げます。

○河川部長

国土交通省関東地方整備局河川部長・泊でございます。皆様方におかれましては、本日、大変ご多忙の中を当会議にご臨席賜りましたことを厚く御礼を申し上げます。この会議につきましては、前回、規約をお諮りいたしましたが、利根川・江戸川河川整備計画の策定主体である国土交通省関東地方整備局長が、河川法第16条の2第5項に基づく関係都県知事の意見聴取に先立ち、関東地方整備局と関係都県において、相互の立場を理解しつつ河川整備計画に係る検討内容の認識を深めることを目的にした会議でございます。前回のこの都県会議以降、皆様にもオブザーバーとしてご参画いただいているところですけれども、有識者会議を3回にわたって開催いたしまして、学識経験を有する委員の方々から、さまざまなご意見等をいただいているところでございます。1都5県の皆様には、目標流

量について、並行して文書で意見をお聴きしているところではございますが、本日、これまでの状況等についてご報告をさせていただきまして、またいろいろお考え等をお聴かせいただければ幸いに存じます。皆様には、きょうは大変貴重なお時間を頂戴いたしますけれども、どうかよろしくお願いをいたします。

○河川調査官

まことに申しわけございませんが、カメラ撮りはここまでとさせていただきますのでご協力のほど、よろしくお願いいたします。

◆議事

○河川調査官

それでは議事を進めたいと思います。お手元にお配りしております議事次第に従いまして議事を進めてまいります。議事次第3について事務局より説明をいたします。

○河川計画課長

河川部河川計画課の荒川でございます。よろしくお願いいたします。

議事次第3につきまして、資料を説明させていただきたいと思います。資料1-1をご用意いただけますでしょうか。右上に書いてございますが、第7回利根川・江戸川有識者会議、平成24年10月16日に開催された会議において配付した資料1と同じ資料を、今回資料1-1としてお配りさせていただいているものでございます。資料の内容につきましては、四角枠に概要を書いてございますが、第5回有識者会議の資料、すなわち前回の都県会議で説明させていただいた資料に、第6回有識者会議でお示しした資料3の書いてある各ページの内容を追加したものでございます。有識者会議につきましては、関係都県の皆様もオブザーバーとして参加していただいていますので、本日は前回の都県会議でお示しした資料から追加した資料を中心に説明させていただきたいと思います。

1枚目、2枚目は前回の資料と変更ございませんので、まず、6ページをお開きいただけますでしょうか。論点1-4として第4回有識者会議で示した治水安全度と今回示した治水安全度が異なることについてとして河川管理者の見解を示した資料で、前回と変わりございません。河川管理者の見解の2つ目のまるの部分、有識者会議におきまして委員の方から、当初示した目標との違いについて具体的にどのような意見と要望が公共団体等からあったのかという旨のご質問がございました。これにつきまして、7ページに資料追加して示してございます。7ページの議事録の下の部分に、例としまして有識者会議で示したものでございますが、「利根川の治水安全度は非常に大切でございますので、適切な治水安全度を設定するように検討していただきたい」というご意見をいただいているということで、有識者会議で資料を示させていただいております。

続きまして、12ページをお開きいただけますでしょうか。左側の上に「補足」と書いてある部分でございます。こちらも有識者会議におきまして委員から、カスリーン台風などの洪水体験について調査して、目標流量の参考にできないかという旨のご意見をいただ

き、それに関してお示しさせていただいた資料でございます。こちらはカスリーン台風の体験談等につきまして、出先の事務所のパンフレットから抜粋したものを例としてつけさせていただいたものでございまして、当時の水害経験者からお話を聞いたときのコメントを私どもとしてもまとめていたり、13ページに、事務所で行っている治水の日というカスリーン台風の継承式典の記者発表の抜粋部分がございます。その右側の式次第の中の下から3段目に体験談の披露という項目があるかと思います。このような形で水害の体験談について伺う機会を私どもとして設けてございます。このようにこれまでも水害に遭われた方々から体験談等を収集するように努めてきておりますということで、例として有識者会議でお示しさせていただいてございます。

次に、34ページに図があると思います。前回の都県会議でもお示しさせていただきましたが、八斗島上流域の時間雨量のデータが入手できました昭和11年から平成19年まで72カ年について、基準地点の八斗島の年最大流量標本による流量の確率の試算等を行って、200分の1、80分の1の年超過確率に対する流量の推定を赤字、青字でお示しした図でございます。前回示させていただいた資料でございます。

これに関しまして有識者会議の委員から、この図について昭和 2 2年の標本データがないとした場合、及び昭和 2 2年の標本データを 1 7, 0 0 0 m 3 / s に入れ替えた場合について提示されたいというご依頼をいただきました。

それにつきまして、35ページをごらんいただきたいのですが、このご依頼を受けまして、昭和11年から72年間における年最大データの流量のうち、カスリーン台風のデータを除いた71個のデータを用いて昭和22年の標本データをないとして試算した結果を示したものでございます。四角枠の下から2行の文章ですけれども、これにつきましては、データを除くことに関して学術的な考察や治水計画の検討手法としての適否の考慮等は行ってございませんという旨を記させていただきながら、お示しさせていただいております。最後の36ページも同様に、昭和22年のダム・氾濫戻し流量の年最大流量のデータでございます。21,100m3/sというデータがございますが、これを17,000m3/sに入れ替えて、すなわち昭和22年の標本データを17,000m3/sに入れ替えて、すなわち昭和22年の標本データを17,000m3/sに入れ替えて、対象わち昭和22年の標本データを17,000m3/sに入れ替えて、すなわち昭和22年の標本データを17,000m3/sに入れ替えて、さかわち昭和22年の標本データを17,000m3/sに入れ替えて、対象もに関して学術的な考察や治水計画の検討手法としての適否の考慮は行っていない旨も示させていただきながら提示させていただいております。資料1-1につきましては以上でございます。

続きまして、資料1-2をご用意いただけますでしょうか。こちらも先ほどの資料1-1と同様に、第7回有識者会議で配付させていただいたものでございます。内容につきましては、各都県の皆様もオブザーバーで参加していただいていますので、内容についての説明は省略させていただきますが、最後の13ページだけ、お開きいただけますでしょうか。こちらに「補足」をつけさせていただいておりますので、読ませていただきたいと思います。「〇本資料は、第5回利根川・江戸川有識者会議(平成24年9月25日)等における大熊委員からの『昭和22年9月洪水(カスリーン台風)における氾濫の実態を明らかにして欲しい」旨のご依頼を受けて、過去に作成した資料(後述)を、第6回利根川・江戸川有識者会議(平成24年10月4日)にお示ししたものである。」「〇本資料は、日

本学術会議土木工学・建築学委員会河川流出モデル・基本高水評価検討等分科会第9回分科会(平成23年6月8日)において補足資料として国土交通省が提出したものと同一のものである。」「〇昭和22年9月洪水における利根川上流の氾濫について記載されている資料はほとんどなく、唯一入手できた地図である『昭和二十二年九月大水害の実相(群馬県昭和22年)』の群馬県水害被害率(別添資料1)において浸水被害に分類されている地域のみを対象とし、かつ『カスリーン颱風の研究』に浸水深が記載されている市町村に限定して試算したものであり、出典や計算過程等は本資料でお示ししている。」「〇なお、本資料でお示しした資産結果は、利根川における新たな流出計算モデルの構築に用いておらず、また、治水対策に係る目標流量(案)(17,000m3/s)の算出には用いていない。」という旨をお示しさせていただいてございます。資料1-2については以上でございます。

最後、資料2をご用意いただけますでしょうか。(写)と上の真ん中に書いているものでございます。関係都県の皆様は既にご存じのことかと思いますが、10月22日付けで「利根川・江戸川河川整備計画」における「治水対策に係る目標流量」について(照会)ということで、関東地方整備局河川部長名で各都県の皆様に意見照会させていただいた文書でございます。こちらも今回お配りしてございます。1枚開いていただいて右側に別添資料をつけさせていただいてございます。こちらは先の5月25日に関係する住民の皆様からの意見募集に関する記者発表にも別添として添付しました資料をお付けさせていただいてございます。内容につきましては、前回の都県会議で説明させていただいていますので、説明は省略させていただきたいと思います。資料の説明については以上でございます。

◆討議

○河川調査官

ただいま資料のご説明をさせていただいたところでございますけれども、皆様もオブザーバーとしてご参画いただいておりますのでご存じのとおり、前回の関係都県会議以降、有識者会議を3回にわたって開催し、学識経験を有する方からさまざまなご意見等をいただいているところでございます。第5回につきましては、今年の5月から6月にかけまして、関係する住民の皆様から意見募集を行った結果、得られた論点、それに対する河川管理者の見解などをまとめた資料を説明させていただきました。第6回につきましては、第5回でいただいたご指摘、その後、書面で有識者の方からいただいたご意見などを受けて、事務局から補足説明をさせていただいたところでございます。第7回につきましては、第5回、第6回の資料を再びまとめまして、それについて改めてまた意見をいただいたという流れでございます。有識者会議では、治水対策に係る目標流量に関する意見をいただいており、関東地方整備局からは、必要に応じて補足説明をしているところでございます。また、委員の指摘に対して、ほかの委員から、学術的な観点から解説などもいただいているところでございます。また、議題は治水対策に係る目標流量についてでございますが、今後の河川整備計画の検討にもかかわることでございますけれども、施設計画等に関する意見も承っているところでございます。1都5県の皆様には、目標流量について並行して

正式な文書にて意見照会をさせていただいているところでございますけれども、以上ご報告させていただいた状況等を踏まえまして、何かございましたら挙手の上、マイクのスイッチを押していただき、所属と名前の後にご発言いただければと思います。よろしくお願いいたします。

申しわけございませんが、茨城県さん、いかがでしょうか。

○茨城県土木部長代理

茨城県の土木部の総括技監をしております宇野と申します。ただいま説明の内容につきましては、特に質問はございません。

○河川調査官

栃木県さん、いかがでしょうか。

○栃木県県土整備部長代理

栃木県の福田でございますけれども、今回の説明では茨城県さんと同じように特段ありませんけれども、前回の一件と同様に安全の水準ですけれども、70分の1から80分の1というのは妥当だと考えております。また、目標流量につきましても、いろいろ利根川の流出モデルとか、あるいは基本高水の検証結果等を踏まえて、適正な計算方法で算出されたものであると考えておりますので、異存はございません。ほぼ前回と同様でございます。それから、今後も整備計画ということで具体的に施設計画の検討がなされることになると思いますけれども、これまで有識者会議等やっておりますので、貴重なご意見等を踏まえまして、特に自治体が複数にわたりますので、上下流のバランス、左右岸のバランス等に十分配慮した計画になるようにお願いするとともに、早期に整備計画を策定してもらいたいと思っております。以上です。

○河川調査官

ありがとうございます。では、群馬県さん、お願いいたします。

○群馬県県土整備部長

群馬県でございます。この17,000m3/sという、資料2で意見照会をいただいております。公式にお返しするために今、庁内で決裁中でございますが、この17,000m3/sという数字自体は5月に行われたパグリックコメントの数字と同じということでございます。そのときには、群馬県としては、以下のような意見を言っております。

群馬県としては、県土の安全安心の向上のため、利根川水系・河川整備基本方針による基本高水 22,000m3/s を目標として、利根川、上中流で早期により高い治水安全度を確保することを望むところであるが、具体的な施設整備の詳細については今後検討を進めるものとして、八ッ場ダム建設事業の検証に関わる検討結果で示された施設整備等を今後 20 から 30 年程度で実施する内容であるということを前提とすれば、河川整備計画の目標流量を 17,000m3/s として検討することは、予算や工期を考慮するとやむを得

ないと考えているという意見を言っております。状況は変わりませんので、同様の意見になるのではないかと考えております。

また、各県議会が年に4回あるわけですが、その度ごとに意見書が出されておりまして、今回の9月議会に関しましても、利根川水系の利根川・江戸川河川整備計画を早期に策定し、速やかに本体工事――八ッ場ダムの工事に着工すること、また、工事完成時期が基本計画どおりの平成27年度を遵守することという意見書をいただいているところでございますので、早期に河川整備計画を策定していただきたいと思っております。

また、河川整備計画策定に当たっては、内容について、ぜひご相談をいただきたいと思っているところでございます。以上です。

○河川調査官

ありがとうございました。では、引き続き埼玉県さん、お願いいたします。

○埼玉県県土整備部長

埼玉県でございます。ただいま説明をいただきましたけれども、有識者会議につきましては、9月以降3回開催されておりまして、目標流量に関して、各委員からさまざまな意見が出されていることはわかりました。しかしながら、この中で、目標流量に関しましては、昨年度の八ッ場ダムの検証においても議論されておりまして、有識者会議での意見も既に議論されたことを繰り返し議論されているような印象を持っております。

今回の河川整備計画策定に向けた一連の作業は、目標流量の設定だけで、5月下旬のパブコメの開始から既に5カ月が経過しております。あまりにもスピードが遅いという気がいたしております。利根川の洪水に対する安心安全の確保は、本県にとって大変重要でございます。近年の大規模な降雨の発生など、気候変動を見てみましても、利根川の治水安全度の向上は一日の猶予もなく、計画的に着実に進めていただきたいと考えております。そのため、八ッ場ダムに関しましては、本年度予算の早期完全執行をぜひよろしくお願いをしたいと思っております。また、来年度八ッ場ダム本体工事に着手する予算措置ができるよう、作業のスピードを早めて一日も早く河川整備計画を策定し、治水事業の推進をお願いしたいと思います。

意見照会につきましては、現在、関係市町の意見も聴きながら内部調整中でございます。 早急に回答したいと考えております。ぜひ、意見を尊重して作業を進めていただきたいと 思います。以上でございます。

○河川調査官

ありがとうございます。引き続きまして、千葉県さん、お願いいたします。

○千葉県県土整備部長代理

千葉県の河川整備課長の高澤でございます。本日は都合により、本会議の構成員であります県土整備部長が出席しておりませんが、代理といたしまして治水対策に係る目標流量につきまして、本県の意見を申し上げます。

利根川・江戸川河川整備計画を策定するに当たり、治水対策に係る目標流量、17,000m3/sとし、今後20から30年間で目指す安全の水準を70分の1から80分の1とすることについて、本県としては異議ありません。つきましては、今後についての要望でございますが、計画に位置づける整備の箇所と概要を示して、河川整備計画の策定を進め、事業の円滑な進捗を図りまして、早期に整備効果が発現されるようお願いするところでございます。以上です。

○河川調査官

ありがとうございます。では、東京都さん、お願いいたします。

○東京都建設局長代理

補足の説明並びに河川管理者さんの見解、ありがとうございました。

都としましては、第1回と内容はほぼ同じなんですけれども、今後20年から30年に目指す安全水準につきましては、沿線の人口、資産の集積を見ますと、70分の1から80分の1というものについては、我々は妥当だと認識をしております。また、目標流量につきましても、17,000m3/sにつきましては特段の異存はございません。前回の繰り返しになりますけれども、とにかく早く河川整備計画をつくっていただきまして、流域の治水安全度を上げていただきまして、治水対策を着実に、とにかく早く早く進めていただきたいというところでございます。

○河川調査官

ありがとうございました。茨城県さん、お願いいたします。

○茨城県土木部長代理

先ほど舌足らずな意見を申し上げました。改めて発言させていただきたいと思っております。

今回の流量の設定に当たりまして、茨城県におきましては、利根川の逆流により支川の小貝川が決壊するなど、過去に被害を受けております。また、利根川の下流部では現在無堤地区があるなど、まだまだ整備が遅れていることを認識しております。そういった意味で、県内の治水安全度を早く高めていただきたいと基本的には考えてございます。

今回、事業の実現可能性等を考慮いたしまして、今後20年から30年間で目指すべき 安全の水準を全国と比較して、比較的高い水準である年超過確率70分の1から80分の1を設定し、これに相当します八斗島地点の計画流量17,000m3/sとすることは妥当であると考えてございます。今後は早急に河川整備計画を策定していただきまして、実際の河川の整備を極力早めに進めていただきたいというのが、私たちの望みでございます。以上です。

○河川調査官

ありがとうございました。一通りご発言をいただきました。関東地方整備局から回答さ

せていただきたいと思います。

まず、17,000m3/s 目標流量についてでございますけれども、今後 20年から 30年間で目指す安全の水準ということで、年超過確率 70分の 1 から 80分の 1 及びこれに相当する 17,000m3/s の設定の考え方につきましては、これまでもかさねがさねお示ししてきているところでございます。

また、スケジュールでございますが、スケジュールについては現時点では未定でございますが、河川整備計画につきましては、早急に策定すべく取り組んでいるところでございます。現在、治水対策に係る目標流量の設定に関するご意見をお願いしているところでございますけれども、本日いただきましたお話なども踏まえまして、今後の対応については検討してまいりたいと考えているところでございます。

そのほか、追加で何かあればいただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。そのほか、ご発言等ございませんでしょうか。

◆閉会

○河川調査官

それでは、貴重なご討議ありがとうございました。これをもちまして、利根川・江戸川河川整備計画関係都県会議を閉会させていただきたいと思います。本日はまことにありがとうございました。

— 了 —